(新)指定管理鳥獣捕獲等事業費 500百万円(0百万円) 【26年度補正】 1.301百万円

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

#### 1. 事業の必要性・概要

近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣については、急速に生息数が増加 し、生息域が拡大しており、その結果、自然生態系への影響、農林水産業や 生活環境への被害が深刻化している。

これらの鳥獣による被害に対しては、防除対象を限定して柵を設置したり、加害個体を捕獲することによる対策では限界があり、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっている。

また、平成25年12月には、環境省と農林水産省が共同で「抜本的な鳥 獣捕獲強化対策」を取りまとめ、この中で、当面の捕獲目標として、ニホン ジカ、イノシシの個体数を10年後(平成35年度)までに半減させること を目指すこととしている。

これらの状況を踏まえ、平成26年に鳥獣保護法を改正し、法の題名・目的に「鳥獣の管理」を明確に位置づける(改正後は「鳥獣保護管理法」)とともに、管理を実現するための措置として、新たに都道府県が主体となって行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設したところである。この事業においては、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を、国が「指定管理鳥獣」として指定(ニホンジカ・イノシシを指定予定)し、その種について、都道府県が主体となって捕獲を行うことができることとした。

新たな「鳥獣保護管理法」に基づく積極的な鳥獣の管理を推進し、平成35年度までにニホンジカ、イノシシを半減するという目標を実現するためには、都道府県が主体となって行う指定管理鳥獣捕獲等事業に対する国の強力な支援が必須のため、都道府県に対する交付金を新たに措置するものである。

### 2. 事業計画(業務内容)

・対象鳥獣・・指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシを予定)

・対象都道府県・・・指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県

下記①は実施予定都道府県を含む

下記②は実施計画を策定した都道府県に限る

- ・要求額及び交付対象事業
  - ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等事業 (※H26 補正予算はモデル事業として実施)
    - 実施計画の策定のための調査、計画検討経費

- ・事業効果の評価のための調査、評価経費
- ② 指定管理鳥獣捕獲等事業 (※H26 補正予算はモデル事業として実施)
  - ・ニホンジカ捕獲等経費
  - ・イノシシ捕獲等経費
- ・交付割合: 事業費の1/2以内(H26 補正予算は事業費の 9/10 以内)

(※平成27年度当初予算では特別交付税措置を要望中)

・交付の仕組み : 国(交付金交付)

→ 都道府県 (調査・計画策定、事業実施)

### 3. 施策の効果

「シカ・イノシシの生息頭数を10年後(平成35年度)までに半減する」という抜本的な鳥獣捕獲強化対策における当面の捕獲目標達成に向け、都道府県が主体となった捕獲を強力に推進することにより、自然生態系や農林水産業、生活環境への被害を防止し、もって、適切な鳥獣管理と地域の活力の回復が図られる。

# 指定管理鳥獸捕獲等事業費

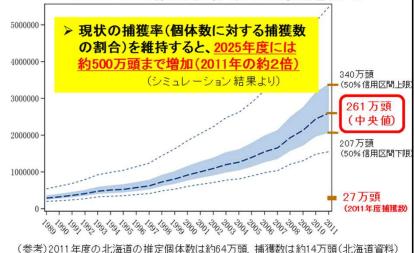
平成27年度予算(案)額: 500百万円(0百万円)

平成26年度補正予算額: 1,301百万円

## 【背景】

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態 系への影響及び農林水産業被害が深刻 化
- ニホンジカの推定個体数が、現状の捕獲率を維持すると、2025年には2011年の約2倍に増加
- 環境省と農林水産省は、2013年12月に シカ・イノシシの個体数を10年後までに半 減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」 を発表

ニホンジカの推定個体数(北海道を除く)



→ 捕獲数の大幅拡大が必須

## 【指定管理鳥獣捕獲等事業】

- 〇 鳥獣保護法の改正により創設
- 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、<u>環境大臣が</u> <u>定めた鳥獣(指定管理鳥獣)</u>について、都道府県又は国が捕獲 等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができ ることとするもの
- 指定管理鳥獣は、ニホンジカ及びイノシシを指定予定

### 【交付金の内容】

〇対象鳥獣: 指定管理鳥獣 (ニホンジカ及びイノシシを予定)

〇対象都道府県:

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県

- 〇交付対象事業:
  - ①実施計画策定等事業(※H26補正予算はモデル事業として実施)
    - ・ 実施計画の策定のための調査、計画検討経費
    - 事業効果の評価のための調査、評価経費
  - ②指定管理鳥獣捕獲等事業(※H26補正予算はモデル事業として実施)
    - ・ ニホンジカ捕獲等事業
    - イノシシ捕獲等事業
- ○交付割合:事業費の1/2以内(H26補正予算は事業費の9/10以内)

(※平成27年度当初予算では特別交付税措置を要望中)

〇交付の仕組み:



都道府県

調査・計画策算